

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2024年
1月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
1月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

● 給与支払報告書の提出（各市区町村）

※マイナンバーの記入をお忘れなくお願いします。

● 労働保険料第3期分の納付

1月31日（水）期限

※口座振替依頼済みの場合2月14日（水）納付

※ご注意※

このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・
税務全般の内容となります。それぞれのお客様には該当し
ない部分もございますので、予めご了承ください。

会計・税務

1/4 (木)	10月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・ 法人事業所税・法人住民税>
1/10 (水)	4月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・ 法人住民税>（半期分）
1/10 (水)	12月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の 納付期限
1/22 (月)	納期の特例を受けた源泉所得税（7月～12月） の納付期限
1/31 (水)	法定調書合計表・償却資産申告書の提出期限 給与支払報告書の提出期限

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

【年末年始の休業のお知らせ】

年末・年始は2022年12月29日（金）～ 2023年1月3日（水）を休業日とさせていただきます。



株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragma
WEB



【 労務情報 】 ROUMU INFORMATION

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

いわゆる「年収の壁」について

厚生年金保険及び健康保険においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者（第3号被保険者）として、社会保険料の負担が発生しません。こうした方の収入が増加して一定の収入を超えると、社会保険料の負担が発生し、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がいらっしゃいます。その収入基準（年収換算で106万円や130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれています。

○従業員100人超企業に
週20時間以上で
勤務する場合

「106万円の壁」

加入制度：厚生年金保険・健康保険

○上記以外の場合

「130万円の壁」

加入制度：国民年金・国民健康保険

- ・「従業員100人超」は、令和6年10月に従業員50人超の企業まで拡大。
- ・「従業員数」は、企業の「厚生年金保険の適用対象者数（被保険者数）」で判断。
- ・「従業員100人超企業に週20時間以上で勤務する場合」は、所定内賃金が月額8.8万円以上（年収約106万円）になると厚生年金保険等に加入。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組（※）
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

（※）・社会保険適用促進手当を支給
（社会保険料の算定対象外）
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

年収の壁突破・総合相談窓口【引用】厚生労働省 HP

0120-030-045

（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）

年収の壁に関する
厚生労働省HP

